

BC級戦犯横浜法廷における折尾事件死刑判決の減刑経緯

日大生産工 ○高澤 弘明

1 はじめに

本報告の内容は、第45回（平成24年度）日本大学生産工学部学術講演会で発表した『柴田次郎所蔵BC級戦犯裁判資料』に関する追跡調査の結果報告と、それに伴う第45回学術講演会発表時の内容修正を目的とする。『柴田次郎BC級戦犯裁判資料』は（以下、柴田資料と称す）、故柴田次郎弁護士（1911－2005）が遺されたBC級戦犯横浜法廷（以下、横浜法廷と称す）の折尾事件に関する弁護資料が主たる内容で、福岡県に設けられた捕虜収容所から日本軍関係者が脱走した捕虜を不法に殺害したことが裁かれた戦犯裁判である。判決は起訴された4名全員に対し死刑判決が下され、後になって実行犯である曹長1名（以下、甲と称する）が終身刑に減刑されるが、この減刑理由について本報告者は第45回学術講演会での発表で、甲が行った殺害方法が銃殺という銃を用いた文明的な手段であったことが評価されて、これが減刑につながったと報告をした。これは、この捕虜殺害行為について、別の下士官も（以下、乙と称する）加わっており、その乙は銃撃を受けて苦しむ捕虜を安楽死させる目的で軍刀を突刺したものの、減刑されることなく判決通りに死刑が執行されていることから、甲が減刑されて乙が減刑されなかった背景には、殺害時に用いた器具が銃であったか、それとも軍刀であったかで判断が分かれたと解されてきた（林えいだい『銃殺命令』（朝日新聞社・1986年）170、214頁）。ところが、今回、本報告者が行った柴田資料の追跡調査の過程で、アメリカ軍の資料のなかから折尾事件の被告人に下された死刑判決について、横浜法廷を管轄するアメリカ第8軍の法務官らが審査した資料を見出し、そこから甲が終身刑に減刑された実際の理由（逆にいえば乙が減刑されなかった理由）を確認することができた。そこで本報告は、甲が減刑された経緯について、45回学術講演会発表内容を修正するとともに、アメリカ第8軍の資料に基づきBC級戦犯の刑罰の運

用実態について考察を加えるものである。

2 折尾事件

この折尾事件とは、1943年8月に福岡県折尾捕虜収容所から脱走したオーストラリア兵捕虜1名を、逮捕後に殺害した事件で、1947年9月10日にアメリカ第8軍の下に設置された軍事委員会(Military Commissions)、つまり横浜法廷はこの殺害行為を戦争犯罪として追及しており、当時の福岡俘虜収容所所長の大佐、同折尾分所所長の中尉、そして捕虜に危害を加えた甲、乙の4名に対して絞首刑判決を下し、後に終身刑に減刑された甲を除き、3名に対して1948年7月3日に死刑が執行されている。

この折尾事件の特徴と法廷での争点は以下の通りである。①まずこの事件は、太平洋戦争開戦以降で日本国内で生じた最初の捕虜脱走事件であった（内海愛子『日本軍の捕虜政策』（青木書店・2005年）。②そして、捕虜殺害の実行犯の特定が非常に難しい事件であり、横浜法廷で認定された事実の概要によると、分所長の中尉の銃殺命令によりまず乙が捕虜を柔道の絞め技で気絶させ、これに甲が射撃をして一旦は捕虜の絶命が確認されたものの、数分後に捕虜が息を吹き返して歩き出してしまい、乙が軍刀で刺殺したとされている。そのため法廷では射撃を行った甲についても、実行犯になるのかが争われている。③さらにこの軍刀による突刺行為が、残虐な行為にあたるかが争われており、この点、乙は苦しむ捕虜を安楽死させるために軍刀で突刺したのであって、その残虐性の否定を主張している。④また、この事件では被告人らが取調時と法廷での尋問の際に虚偽の陳述・証言を行い、さらには分所長の中尉の証言撤回により審理をやり直すなど、被告人らに対する法廷での心証を悪化させてしまったことなどがあげられる。因みに被告人らの虚偽内容とは、捕虜を処刑した理由について、捕虜が再脱走を図り、かつ抵抗したためのやむを得な

The Commutation Process of the Death Sentence against the Orio Incident in the
Yokohama Class B and Class C War Crimes Trials
Hiroaki TAKAZAWA

い処刑であったとし、甲などは戦犯容疑で逮捕された際に、この虚偽内容に基づく陳述書を作成しており、柴田資料にはその文書が遺されている。また分所長の中尉が撤回した証言内容は、中尉が法廷での尋問で、捕虜の処刑に関し甲と乙が自発的に行い、部下に罪をなすりつけるような発言を行ったことに対するもので、理由はわからないが尋問後に中尉がこの発言を撤回して、審理手続きの混乱を引き起こしている。

3 柴田弁護士とBC級横浜裁判

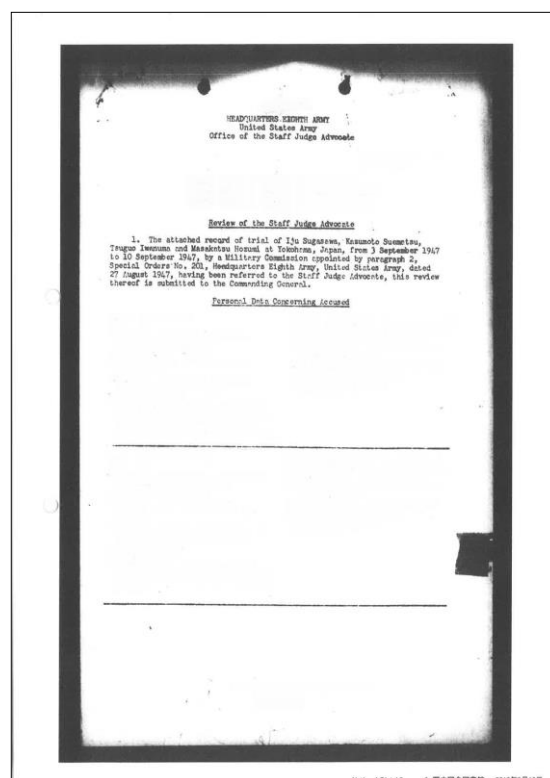
このような法廷での審理状況において、横浜法廷では4名全員に絞首刑を下し、後に甲だけが終身刑に減刑されたのだが、この減刑については横浜法廷の手続法規である『戦争犯罪被告人裁判規程』5条h項に、減刑される2つのパターンが定められている。1つが、刑の執行前に行われる減刑で、この場合、刑の執行に際しては、横浜法廷の審理官を招集した将校の承認が必要とされており、その承認の過程で減刑される場合と（以下、A方式と称す）、もう1つが、死刑の場合に限られるが、死刑の執行の際には、連合国軍最高司令官の確認が要件とされ、その確認に際して減刑される場合である（以下、B方式と称す）。今回の折尾事件は、米第8軍が行ったA方式による減刑措置で、現在、国立国会図書館で所蔵する *Reviews of the Yokohama Class B and Class C War Crimes Trials by the U.S. Eighth Army Judge Advocate 1946-1949* のなかに、折尾事件の死刑判決内容に対する審査書が残されており、甲の減刑理由が次のように記されていた。それによると甲の脱走捕虜に対する射撃行為は上官に強制されたもので、銃殺執行隊（firing squad）の任務を果たしたに過ぎず、死刑判決は厳しすぎるとあった（p.14, Sugawara et al, Case #224）。そして、安楽死を目的として軍刀を捕虜に突刺した乙に対しては、その突刺行為そのものは上官からの強制性がなかったとして、減刑が退けられていることも記録されている。つまり、横浜法廷の判決を審査する米第8軍の減刑の判断基準は、殺害行為への強制性（逆説的に自発性）が焦点となっていることがわかる。

ところがこの基準について当の本人・関係者は関知していないようで、1960年に法務省が行った戦犯関係者への聞き取り調査で、減刑された甲本人は「（捕虜を：報告者註）傷つけたが殺さなかったという微妙な点にあったかもしれない」（国立公文書館・配架番号4B-22-4000）と述べており、また事件関係者への綿密な取材活動に基づき、折尾事件の唯一のルポタージュともいえる前述の林えいだい氏の『銃殺命令』では、曹長の行った銃

殺（銃撃）行為は、米側にとっては軍人の名々の名誉を尊んだ行為として映り、それが減刑につながったと書かれており（林170、214頁）、何れも米第8軍の減刑基準とは関係のないものとなっている。

4 まとめ

このように横浜法廷の判決や減刑基準については、米第8軍やGHQのA方式・B方式による刑の確認・承認資料が重要であるにも拘わらず、これらの資料分析が十分に進められていない。今後の横浜法廷の研究はこれらの資料分析をさらに進めることが重要であろう。そして米第8軍・GHQ資料解析の上で、本報告者の最も関心をもつテーマは、この折尾事件の死刑判決での減刑審査で用いられた「強制性の有無」の基準が、この折尾事件だけの特殊なケースなのか、それとも他の戦犯裁判にも適用されていたかの運用実態である。今後はこの点の証明をすべくこれらGHQ資料と米第8軍資料の分析を行う予定でいる。



折尾事件関係者の死刑判決を審査した際の米8軍レポートの表紙

《参考図書》

- 1) 林博史『BC級戦犯裁判』岩波新書（岩波書店・2009年）
- 2) 横浜弁護士会『法廷の星条旗』（日本評論社・2004年）